

2025 年 月 日

株式会社エスジージャパン
大甲賀カントリークラブ



年次会員制度のご案内

拝啓 時下ますますご活躍のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度の「大甲賀カントリークラブ会員預託金に関するお願い」（以下「お願い」といいます）に関しまして、多くの方からご承諾いただいている状況です。心より感謝申し上げます。年次会員証明書を発行いたしましたので、年次会員制度につきまして、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも皆様により一層のご愛顧を頂けます様、これからも精進して参りますので、何卒宜しくお願い致します。

敬具

年次会員の皆様へ

さて、2025 年 1 月 1 日より開始の年次会員制度についてご案内したく存じます。

皆様におかれましては預託金額面（未納年会費や売掛金がある場合は差し引き後）の 10%を株式会社エスジージャパンがお支払いし、残った金額（残債）を年会費 9 万円と見做し 0 円に満ちるまで、年会費無料で「年次会員」としてこれまで通りメンバーフィでのプレイが可能です。この度譲渡及び販売を受けて年次会員に入会されます皆様におかれましては当然ながら弊社との会員権売買はしませんが、年次会員証明書の発送をもって、同じく年次会員としてメンバーフィでプレイが可能です。お手元の年次会員証明書にて、ご自身の年次会員期間をご確認くださいませ。

また、現在多くのお問い合わせをいただいている年次会員としてのプレー期間の譲渡（無償）・販売（有償）のご希望に関しましては別紙の通りご案内いたします。

会則について

現在、年次会員制の会則を作成中でございます。完成次第、大甲賀カントリークラブホームページにて公開予定ですのでしばらくお待ちくださいませ。

「お願い」及び現会員復帰に関するお問い合わせ

株式会社エスジージャパン 090-5226-4267（平日 午前 10 時—午後 16 時 45 分）

※2025 年 1 月 1 日以降、「お願い」に記載の番号のうち、上記の番号にて問い合わせ対応をしております。お間違いのないよう、ご注意ください。

現会員復帰に関するお問い合わせはゴルフ場でも承っております。お気軽にお問い合わせください。

大甲賀カントリークラブ 0748-88-2511

「年間プレー権」譲渡及び販売のご案内

拝啓 時下ますますご活躍のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、多くの方にお問合せいただいております、残債の充当期間（今後「年間プレー権」といいます）の譲渡・販売について、下記の通りご案内申し上げます。

※譲渡は無償、販売は有償での取引を指します。

敬具

【概要】

種類	①全額譲渡・販売 （譲渡者は会員として残留せず、すべての期間を譲渡・販売する） ②分割譲渡・販売 （譲渡者は会員として残りつつ、一部プレー期間を譲渡・販売する）
譲渡・販売対象者	・大甲賀カントリークラブ会員 ・大甲賀カントリークラブ非会員のうち大甲賀カントリークラブ入会に関する規定を満たし誓約書にサインが可能な者 ※新規入会が必要な譲受人・買主は新規入会手続き完了後年次会員としての資格が生じる ※未成年への譲渡は別途保護者同意書の提出が必要
譲渡・販売可能年数	1年単位 ※譲渡人の年次会員期間（残債充当期間）を超えてはならない ※月単位での譲渡・販売は不可 ※販売の場合、取引金額は当事者の交渉による 例）分割譲渡・販売について 額面 80 万円の場合 $800,000 - 80,000 (\text{額面 } 10\% \text{ 金額}) = 720,000$ $720,000 \div 90,000 = 8$ 8 年間 2～8 分割の譲渡・販売可能
譲受人及び買主の年次会員期間開始日について	2024 年中にお手続きが完了した方はプレー期間が 2025 年 1 月 1 日～1 年単位となります。 2025 年 11 月以降、年次会員制度改定によりお手続き時期によってプレーの開始時期が異なります。 改定後のプレー期間の開始時期は以下の通りです。 ◇2025 年中にお手続きが完了した場合 2026 年 1 月より会員期間開始

	◇2026 年 1 月～6 月中にお手続きが完了した場合 2026 年 7 月より会員期間開始 ◇2026 年 7 月～12 月中にお手続きが完了した場合 2027 年 1 月より会員期間開始 例) 2025 年 12 月に年間プレー権を 3 年分譲渡・販売し、2 月に手続きが完了した場合 譲受人及び買主の年次会員期間： 2026 年 7 月～2029 年 6 月 30 日（3 年 0 か月）
ゴルフ場への 手続き方法	①当事者間で譲渡及び販売の取引を行う ②ゴルフ場より必要書類を取り寄せる ③必要書類を記入・返送 ④ゴルフ場及びエスジージャパンにて手続き終了後、年次会員証明書を発行 ⑤年次会員証明書交付日より年次会員としてのプレーが可能
ゴルフ場のご利用 について	年次会員移行後は油日コース、神コース共に全日（平日、週末問わず）プレーが可能です。
掲示板のご案内	年間プレー権の販売に関しては、大甲賀カントリークラブ HP にて公開しております、別途掲示板にて取引が可能です。 https://daikoka-board.sggolf.com/board/list
問い合わせ先	譲渡・販売：大甲賀カントリークラブ 担当 角井 0748-88-2511 ※販売に関しましてはお問い合わせいただいた後、担当の大場昭範、大場裕之より折り返しご連絡いたします

【注意事項】

譲渡・及び販売先決定後、必ずゴルフ場にて申請書類をお取り寄せください。譲渡・販売の手続きが完了後、年次会員証明書を発行致します。

年間プレー権は任意のタイミングでの譲渡（販売）が可能です。また、手数料は残債充当期間中及びゴルフ会員権売買契約手続き中は一切発生致しませんのでご安心ください。ただし、年次会員証明書を紛失された場合等の再発行には別途手数料が発生致します。お手元にて大切に保管頂きますようお願い申し上げます。

尚、譲渡・販売に関する如何なるトラブルも株式会社エスジージャパン及び大場商事株式会社は一切の責任を負いかねますので予めご了承くださいませよう、何卒よろしくお願いいたします。